

○文教委員会

內閣提出法律案（三件）

番号	件	名	院議先	提出日	参議院	衆議院	備考
62	58	11	国立学校設置法の一部を改正する法律案 プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律案	衆 六、二、四	院議会 付委員会 議委員会 決議会	院議会 付委員会 議委員会 決議会	院議会 付委員会 議委員会 決議会
"	"	"	"	"	三、四 （予）三、四	三、四 （予）三、四	三、四 （予）三、四
三、四	三、四	三、四	三、四	三、四	（予）三、四 可	六、一、三、八 可	六、一、三、八 可
五、五	五、五	五、五	五、五	五、五	（予）三、六 可	六、一、四、七 可	六、一、四、七 可
五、六	五、六	五、六	五、六	五、六	（予）四、七 可	六、一、四、八 可	六、一、四、八 可
三、八	三、八	三、八	三、八	三、八	（予）四、九 可	六、一、三、四 可	六、一、三、四 可
四、三	四、三	四、三	四、三	四、三	（予）四、十 決	六、一、四、二 修正	六、一、四、二 修正
四、五	四、五	四、五	四、五	四、五	（予）四、十一 可	六、一、四、五 修正	六、一、四、五 修正

本院議員提出法律案（二件）

101 16 国会	101 11 国会	番号
件名		備考
女子教職員の出産に際しての補助を改正する法律案	学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案	
外柏谷照美君 (七、六)	久保亘君 (五九、五一)	提出者 (月 日)
		予備送衆へ提付月日
		出衆へ提付月日
七、六	五、五二	付委員託会 議委員決議本會院 議委員決議本會院 議委員決議本會院
未了	未了	付委員託会 議委員決議本會院 議委員決議本會院 議委員決議本會院

衆議院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者	予備送	本院へ提		参議院	衆議院	備考
				月	日			
12	義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案	佐藤謙君 (六一四、九)	付月日 六一、四二	出月日 六一、四二	付委員会 (予)	議員委員会 決議本会 決議	付委員会 議員委員会 決議本会 決議	付委員会 議員委員会 決議本会 決議
					六一、四二	六一、四二	六一、四二	
					六一、四二	六一、四二	六一、四二	
					六一、四二	六一、四二	六一、四二	
						継続審査		

国立学校設置法の一部を改正する法律案（閣法第一一号）

要旨

本案の主な内容は、次のとおりである。

四、昭和四十八年度以後に設置された国立医科大学等に係る職員の昭和六十一年度の定員を一万九千七百二十人（三百七十九人増）に改めること。

なお、衆議院において、徳島大学の総合科学部の設置及び定員の改正に関する部分の施行期日を公布の日に改める等の修正が行われた。

設置すること。

二、九州工業大学に情報工学部を設置すること（昭和六十一年十月一日から施行）。

三、岡山大学に医療技術短期大学部を併設し（昭和六十一  
年十月一日から施行）、富山大学経営短期大学部を廃止  
する（昭和六十三年四月一日から施行）こと。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、徳島大学の教育学部を改組して総合科学部

## プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律案（閣法

### 第五八号)

を、九州工業大学に情報工学部をそれぞれ設置するとともに、岡山大学に医療技術短期大学部を併設し、富山大学経営短期大学部を経済学部への統合に伴つて廃止するほか、総定員法の枠外とされております新設医科大学等の職員の定員を改めようとするものであります。

なお、衆議院において施行期日等についての修正が行われております。

委員会におきましては、総合科学部設置の趣旨、学部新設のための法案提出時期、定員外職員の待遇改善、婦人研究者の地位向上、大学入試制度の改革と大学の質的充実、児童数減少に対応する教員養成制度、学生寮の整備等の諸問題につきまして熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、大学進学者の急増に適切に対応することなど四項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

### 要旨

本法律案は、プログラムの著作物の特性等に応じ、その登録の手続及び登録機関等について著作権法の特例を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。  
一、プログラムの著作物に係る著作権登録原簿の全部又は一部を磁気テープで調製することができること。

二、登録を申請しようとする者は、プログラムの著作物の複製物を提出しなければならないこと。

三、プログラムの著作物に関し、第一発行（公表）年月日又は創作年月日の登録をした場合は、その旨を公示すること。

四、文化庁長官は、その指定する登録機関に、登録事務の全部又は一部を行わせることができること。

五、指定登録機関に関し、指定の基準、登録の実施義務、秘密保持義務、役員又は職員に関する罰則等、その適正な登録事務の実施を確保するための規定を設けること。

六、この法律は、昭和六十二年四月一日から施行すること

とし、指定登録機関の指定に係る規定については、昭和六十一年十月一日から施行すること。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律案は、コンピュータのプログラムの著作物としての特性に応じ、その登録の手続及び指定登録機関による登録事務の実施等について著作権法の特例を定めようとするものであります。

次に、著作権法の一部を改正する法律案は、情報処理及び電気通信技術の発達に伴い、コンピュータを用いて必要な情報を容易に検索できるようにしたデータベースの著作物の保護を明確にするとともに、有線テレビジョン放送、ビデオテックス等有線系ニュースメディアの開発・普及に対処するため、規定の整備、有線放送事業者の保護等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、二法律案を一括議題として審査し、参考人の意見を聴取するとともに、登録機関の指定及

びその登録事務の進め方、プログラムの保護期間等の再検討、データベースの保護のあり方、発展するニューメディアへの対応、隣接権条約への早期加入、複製問題への速やかな対応、貸しレコードに関する円満な利用関係の維持、実演家の適正な権利保護、著作権思想の普及などの諸問題について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、日本共産党を代表して吉川委員より両法律案に対し反対の討論が行われた後、順次採決の結果、いずれも多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し、適正かつ円滑な登録事務の実現など六項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

#### 著作権法の一部を改正する法律案（閣法第六二号）

##### 要旨

本法律案は、近年の情報処理技術及び電気通信技術の発達に伴い、電子計算機を用いて必要な情報を容易に検索で

きるようとしたデータベースの著作物の保護を明確化する

とともに、有線テレビジョン放送、ビデオテックス等の開

発・普及に対処するための規定の整備等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、データベースの定義を定めるとともに、データベースでその情報の選択又は体系的な構成により創作性を有するものは著作物として保護すること。

二、「有線放送」の定義を改正し、公衆によつて同一の情報が同時に受信されるように送信する形態のものとし、この「有線放送」と利用者の求めに応じ個別の情報を個々に送信する形態のものを一括し、公衆に対する送信を広く「有線送信」として新しく定義すること。

三、有線放送事業者に対して、放送事業者に準じ、複製権、放送権、再有線放送権などの著作隣接権を新たに認め、さらに、有線放送とのできる著作物の一時的固定を認めるとともに、商業用レコードの二次使用料の支払義務を課すこと。

四、有線放送に関する著作権の制限等に関する規定を整備すること。

五、この法律は、昭和六十二年一月一日から施行する」と。

委員長報告

九九ページ参照